

総政企第106号

平成27年5月28日

統計委員会委員長

西村清彦殿

総務大臣

山本早苗



諮問第79号

経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年5月15日付け20150430統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

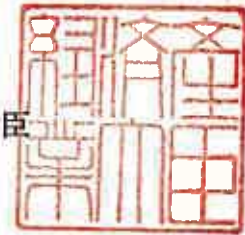
経 済 産 業 省

20150430統 第1号

平成27年5月15日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省生産動態統計調査



主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室
事務担当者	野中 貞一郎 電話 03 (3501) 1645 e-mail : nonaka-teiichiro@meti.go.jp

申請事項記載書

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③電磁的記録による提出</p> <p>ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③フレキシブルディスクによる提出</p> <p>ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。</p>	<p>○記録媒体を実態に合わせて変更する。</p>

<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>毎月（平成<u>28</u>年1月調査以降）</p> <p>(2) 略</p> <p>8 集計事項</p> <p><u>集計事項は、別表第3に掲げる事項とする。</u></p> <p>9～10 略</p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>毎月（平成<u>27</u>年1月調査以降）</p> <p>(2) 略</p> <p>8 集計事項</p> <p><u>調査結果に基づき、生産品目別に次の事項について集計する。</u></p> <p><u>①生産</u></p> <p><u>②受入</u></p> <p><u>③消費</u></p> <p><u>④出荷</u></p> <p><u>⑤在庫</u></p> <p><u>また、5の(1)の⑥から⑧の調査を行った品目については、次の事項を集計する。</u></p> <p><u>⑥原材料</u></p> <p><u>⑦従事者</u></p> <p><u>⑧生産能力及び設備</u></p> <p><u>集計事項は、別表第3の集計様式に掲げる事項とする。</u></p> <p>9～10 略</p>	<p>○本申請に係る承認の効力時期を明らかにするため変更する。</p> <p>○集計事項を明確化するため。</p>
--	---	---

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	経済産業局長
記入済み調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 略

別表第1

別表第2

別表第3

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
調査票及びフレキシブルディスク	1年	経済産業大臣
調査票	1年	経済産業局長
調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した磁気媒体	永年	経済産業大臣

12 略

別表第1

別表第2

別表第3

○記録媒体を実態に合わせるとともに、記述の明確化により変更する。

○変更部分については別添1の新旧対照表参照。

○調査事項の変更等に伴い調査票に所要の変更をする。変更部分については別添2参照。

○集計様式から集計事項に変更。

